

## 佐久穂町生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

令和5年5月12日

告示第25号

(趣旨)

**第1条** この告示は、生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量・再資源化の更なる推進を図るため、家庭から排出される生ごみを処理する機器等（以下「生ごみ処理機等」という。）を購入した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久穂町補助金等交付規則（平成17年3月20日規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この告示において、生ごみ処理機器等とは、町長が認める次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 生ごみ処理機 家庭から排出される生ごみを電動若しくは手動によりかくはん又は加熱し、減量又は堆肥化する機能を持つ機器（ディスプレイを除く。）
- (2) 生ごみ用コンポスト 地上又は地中に設置して生ごみの減量化又は堆肥化するプラスチック等の容器

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の要件を満たす世帯主とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 補助金交付の申請時に町税等を滞納していない者
- (3) 生ごみ処理機等を適正に維持管理できる者
- (4) 処理後の堆肥化物等を適切に処理できる者

(補助金の額等)

**第4条** 補助金の額は、生ごみ処理機器等の本体の購入価格に2分の1を乗じて得た額とし、次の各号に掲げる額を限度とする。ただし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 生ごみ処理機 1台あたり40,000円

(2) 生ごみ用コンポスト 1台あたり5,000円

2 生ごみ処理機等の申請対象は、販売店等から購入した未使用品に限る。

3 生ごみ処理機等の申請は、1世帯1回に限るものとし、その台数は生ごみ処理機1台又は生ごみ用コンポスト2台までのいずれかとする。ただし、当該補助金の交付決定を受けたときから5年以上が経過し、使用不可能と認められる場合、又はその他やむを得ない事情があると町長が認める場合は、新たに申請することができるものとする。

4 補助金の交付は第6条に規定する交付決定の順とし、当該年度の予算の範囲内において交付するものとする。

(補助金の交付の申請)

**第5条** 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、生ごみ処理機等を購入した日から6か月以内に、佐久穂町生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書(兼請求書)(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 生ごみ処理機等の購入に係る領収書又は支払をしたことを証する書類の写し
- (2) 生ごみ処理機等の写真
- (3) 生ごみ処理機等の形状、規格等が分かるもの
- (4) 生ごみ処理機にあつては保証書の写し
- (5) その他、町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

**第6条** 町長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに申請の内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、佐久穂町生ごみ処理機等購入費補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

**第7条** 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

**第8条** 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、又は既に交付されているときは補助金を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反する行為があつたとき。

(協力義務)

**第9条** 補助金の交付を受けた者は、生ごみ処理機等を有効に活用し、更なるごみの減量化及び堆肥化に努めるものとする。

(その他)

**第10条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、交付の日から施行する。

(対象品の購入日)

- 2 この告示の交付対象となる生ごみ処理機等は、令和5年4月1日以降に購入したものとする。